

議会運営委員会記録

- 1 日 時 令和7年2月28日（金曜日）
開 会 午前 9時28分
閉 会 午前 9時44分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 10人
委員 長 高 田 真 里
副委員 長 久 保 大 憲
委 員 柏 佳 枝
// 澤 田 和 秀
// 高 原 讓
// 松 井 邦 人
// 泉 英 之
// 舎 川 智 也
// 高 道 秋 彦
// 村 石 篤
- 4 欠席委員 0人
- 5 委員外議員として出席した者
議 員 大 島 満
// 谷 口 寿 一
// 尾 上 一 彦
// 赤 星 ゆかり

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	中 村 敏 之
事務局次長	高 田 まどか
参事（庶務課長）	澤 野 重 雄
議事調査課長	鳥 取 則 子
議事調査課長代理	酒 井 優
議事調査課調査係長	谷 端 裕美子
議事調査課議事係長	土 方 智 樹
議事調査課主任	杉 林 睦 美

7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。
まず、委員会記録の署名委員に泉委員、舎川委員を
指名いたします。
本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。
まず、大きな協議事項の1番目、追加議案について
であります。
このことについて、当局から説明があります。

財務部長 〔議案概要書（追加提出分）により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問等はありません
か。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
当局の皆さんは、退室願います。

〔財務部退室〕

委員長 今ほど財務部長から説明がありましたとおり、一般
質問最終日である3月11日（火曜日）に条例案件
1件が追加提出され、提案理由説明、議案質疑の後、
所管の建設委員会へ付託される予定ですので、御承
知おき願います。
なお、追加議案についての議案概要書及び議案説明
資料についてはこの委員会終了後に、また、議案書
については3月10日（月曜日）に配付いたします。
ここで、本追加議案に対する議案質疑、討論の通告
期限について確認しておきたいと思います。
追加議案に対する質疑の通告期限については、議案
質疑が行われる日の前日の正午までとなっております
ので、3月10日（月曜日）の正午までとなります。
次に、討論の通告期限につきましては、各会派に配

付させていただきました令和7年3月定例会諸会議日程等に記載してあります当初分の案件と同様、3月19日（水曜日）の午後5時までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が3月21日（金曜日）の正午までとなりますので、御承知おきください。

次に、大きな協議事項の2番目、3月定例会の運営についてであります。

1つ目の代表質問、一般質問について、初めに代表質問については、4名の方から通告がありました。また、一般質問については、19名の方から通告がありました。

そこで、代表質問及び一般質問の順序については、お手元の資料1、資料2のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、改めて申し上げますが、代表質問の質問時間については、富山市議会自由民主党が60分以内、自由民主党が25分以内、公明党及び立憲民主党が20分以内となりますので、御承知おき願います。次に、2つ目の常願寺川右岸水防市町村組合議会議員については、さきの本委員会でもお伝えしたとおり、1名が欠員となっております。

この選挙については、3月12日（水曜日）の本会議で選挙することになりますので、御承知おきください。

次に、3つ目の富山市選挙管理委員会委員及び同補充員については、さきの本委員会でもお伝えしたとおり、任期が令和7年5月16日に満了いたします。この選挙については、3月定例会最終日、3月24日（月曜日）に選挙することになりますので、御承知おきください。

次に、4つ目の議案第75号 富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、今定例会

一般質問最終日の3月11日（火曜日）に本委員会に付託され、3月17日（月曜日）の本委員会において審査する予定となっておりますので、御承知おき願います。

次に、5つ目の追加議案についてであります。

去る1月27日の本委員会においてお示しした監査委員、教育委員会委員、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、人権擁護委員の5つの追加人事案件に加え、さきの議案説明会で説明がありましたとおり、包括外部監査契約締結の件が定例会最終日に追加提案される予定になっております。

この包括外部監査契約締結の件の議案書については、3月21日（金曜日）に配付されますので、御承知おき願います。

また、これらの件の議案質疑の通告については、議案質疑が行われる日の前日の正午までとなりますので、3月21日（金曜日）の正午まで、討論の通告期限については、3月21日（金曜日）の正午までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が3月21日（金曜日）の午後5時までとなりますので、御承知おき願います。

なお、包括外部監査契約締結の件の委員会付託についてですが、所管の委員会の意向に基づくこととしております。

このため、この件については、所管の総務文教委員会で意向を決めていただくこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、この協議結果につきましては、改めて委員の皆さんに御報告いたします。

次に、6つ目の請願・陳情について、今定例会に提出されたものは、資料3のとおり、陳情5件であります。請願については受理しているものはありません。

まず、令和7年分陳情第4号 制度名称を変更する

ことを求める陳情、令和7年分陳情第6号 新型コロナウイルス感染症罹患後症状（後遺症）支援体制構築に関する陳情、令和7年分陳情第7号 新型コロナウイルスワクチンの定期化及び費用補助の全世代拡充に関する陳情について、議長は、厚生委員会へ付託するとの判断を示されておりますので、御承知おき願います。

次に、令和7年分陳情第5号 学校・園における新型コロナウイルス感染症対策の強化・常設化に関する陳情については、陳情の内容が総務文教委員会、厚生委員会の所管にわたることから、会議規則第85条第3項の規定に基づき、議長はそれぞれの委員会へ付託するとの判断を示されておりますので、御承知おき願います。

なお、令和7年分陳情第4号から第7号について、陳情人より個人情報の取扱いについて配慮してほしい旨の申出がありましたことから、当局及び報道機関、傍聴者に配付する文書表は個人情報を伏せたものとなります。

一方、各会派へ事前に配付しております、陳情書原本の写し及び本会議で各議員に配付する文書表には個人情報が記載されておりますので、議員各位におかれましてはその取扱いには十分御注意願います。

次に、令和7年分陳情第1号 市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情についてですが、本陳情について、議長は「本陳情の願意は多岐にわたり、その願意を分けることも困難である。また、その一部には市の事務の範疇を超えるおそれがあるものも含まれること等を考慮すると、委員会での審査にはなじまないと考える。」との見解を示されており、請願・陳情の取扱要領に沿って、本委員会としての意見を求められております。

このことについて、委員の皆さんの御意見をお聞かせください。

〔発言する者なし〕

委員長 特に御意見がなければ、議長の見解のとおりということではよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、令和7年分陳情第1号については、議会運営委員会の意見として、「本陳情については、議長の見解のとおり、委員会での審査になじまないと考える。」との意見を付して、議長に報告したいと思いますが、そのように取り扱うこととして、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。
次に、7つ目の意見書・決議についてであります。
これまでに受理しているものについては、資料3のとおり陳情形式1件であります。
なお、会派から提出されます意見書（案）、決議（案）につきましては、先般、配付させていただきました令和7年3月定例会諸会議日程等にも記載してありますとおり、3月10日（月曜日）の午後5時までが提出期限となっております。
提出されました会派からの意見書（案）、決議（案）については、3月11日（火曜日）の本委員会でお示しし、本日提示しました陳情形式による意見書提出要請1件と併せて、3月17日（月曜日）の本委員会において御協議いただくこととなりますので、それまでに各会派において御検討をいただきたいと思います。
次に、大きな協議事項の3番目、富山市議会委員会条例等の一部改正についてであります。
まず、1つ目の常任委員会につきましては、昨日開催されました各派代表者会議において協議が行われ、令和7年4月から一部委員会の名称、所管する部局を資料4の改正素案のとおりとすることです承が得られております。
そこで、この改正につきましては、議会運営委員会

の議員提出議案として、３月１２日（水曜日）に上程し、私から提案理由説明を行い、議案質疑の後、委員会付託を省略して、直ちに討論・採決を行うことにいたしたいと思いますが、そのように取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

ここで、この議員提出議案に対する議案質疑、討論の通告期限について確認しておきたいと思います。まず、議案質疑の通告期限については、質疑が行われる日の前日、３月１１日（火曜日）の正午まで、討論の通告期限については、各会派に配付させていただきました令和７年３月定例会諸会議日程等に記載してあります補正分の案件と同様、３月１０日（月曜日）の午後５時までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が３月１１日（火曜日）の正午までとなりますので、御承知おき願います。次に、２つ目の手続きのオンライン化、オンライン委員会等については、去る２月２０日の本委員会において決定したところであり、委員会終了後、私から議長へ委員会での決定について報告したところがあります。

また、この改正案は昨日開催されました各派代表者会議において資料５、資料６の改正素案のとおりとすることです承が得られております。

そこで、この改正につきましては、議会運営委員会の議員提出議案として、今定例会最終日の３月２４日（月曜日）に上程し、私から提案理由説明を行い、議案質疑の後、委員会付託を省略して、直ちに討論・採決を行うことにいたしたいと思いますが、そのように取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

ここで、この議員提出議案に対する議案質疑、討論

の通告期限について確認しておきたいと思います。
まず、議案質疑の通告期限については、質疑が行われる日の前日、3月21日（金曜日）の正午まで、討論の通告期限については、各会派に配付させていただきました、令和7年3月定例会諸会議日程等に記載してあります当初分の案件と同様、3月19日（水曜日）の午後5時までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が3月21日（金曜日）の正午までとなりますので、御承知おき願います。

以上で、本日の協議事項は全て終了いたしました。
ここで、私からお伝えしたいことがあります。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から今年で14年が経過いたします。

そこで、議長から3月11日（火曜日）の本会議では、本市議会としても議場において弔旗を掲揚し、また、本会議の冒頭で議長席に着座にて哀悼の意を表した後に黙祷をささげたい旨の意向が示されておりますので、御承知おき願います。

次回の議会運営委員会は、3月11日（火曜日）、予算決算委員会の前期全体会終了後に行いますので、よろしく願いいたします。

これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和 7 年 3 月定例会
(令和 7 年 2 月 2 8 日)
議会運営委員会記録署名

委 員 長 高 田 真 里

署名委員 泉 英 之

署名委員 舎 川 智 也